

2019年5月20日  
マックスバリュ九州株式会社

## 厚生労働省『くるみん』認定取得のご報告

マックスバリュ九州株式会社は、令和元年5月8日、厚生労働省福岡労働局長より次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けましたことをご報告いたします。

この度、一般事業主行動計画に基づき取り組みを実施し、また育児休業取得率等の認定基準を満たしたことにより初めての認定となりました。

当社は、2013年より、育児と仕事の両立支援をはじめとした「ワークライフマネジメント」「ダイバーシティ」の推進に積極的に取り組んでいます。

今後も、多様な人材が活躍できる職場づくりを目指し、取り組んで参ります。

当社の仕事と育児との両立を支援する取り組み

制度／取り組み	概要
育児休職制度	子が満3歳に達するまでの本人が申し出た連続した期間で取得可能
育児勤務制度	勤務時間を短くする制度 子どもが中学校を卒業するまで利用可能 (現状：小学校を卒業まで、2019/6/21～上記へ期間拡大)
配偶者出産休暇	配偶者が出産する際、出産月度及び翌月度2ヶ月の期間で 有給として2日取得可能
パートナー制度	夫婦と共に異動することができ、配偶者と同居することが可能
育児関連面談	1名につき、原則5回個人面談を実施 ①産前休職前 ②育児休職中 ③復職前 ④復職後半年 ⑤復職後1年
育児・介護ガイドブック	ガイドブックを作成し、各事業所・店舗へ配布

